

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県三好市山城町大和川697番地1

氏 名 株式会社明和クリーン
代表取締役 楠本 隆文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年3月27日

許可の有効年月日 令和11年3月25日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
あり

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、令第2条第13号廃棄物

(以上16種類、特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地 徳島県鳴門市大津町長江字大手外55番1他4筆
- (2) 面積 800平方メートル
- (3) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず、鋳さい、ばいじん
（自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、上記の混合物に限る。）
- (4) 保管の上限 1,464立方メートル

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年3月26日	新規許可
平成13年2月16日	変更許可
平成14年4月18日	変更届出（商号の変更）
平成16年3月26日	更新許可
平成18年12月25日	変更届出（取り扱う産業廃棄物の種類の条件変更）
平成19年2月7日	変更許可（鋳さいの追加）
平成19年8月7日	変更許可（令第2条第13号廃棄物の追加）
平成21年3月26日	更新許可
平成21年3月26日	変更許可（動物のふん尿の追加）
平成21年11月20日	変更許可（積替え保管の追加）
平成23年1月11日	変更届出（積替え保管施設の変更）
平成26年2月24日	変更届出（積替え保管施設の変更）
平成26年3月26日	更新許可
平成26年7月8日	変更届出（代表者変更）
令和元年6月5日	更新許可
令和4年4月19日	変更届出（積替え保管施設の変更）
令和6年3月27日	更新許可

以下余白